

令和2年3月議会 議案概要書
市議会定例会 (当初予算等分)

<議案>

A 予算案件 (21件)

1 一般会計

(1) 令和2年度富山市一般会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 継続費 ウ 債務負担行為 エ 地方債

2 特別会計

(1) 令和2年度富山市公債管理特別会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 地方債

(2) 令和2年度富山市駐車場事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(3) 令和2年度富山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 地方債

(4) 令和2年度富山市後期高齢者医療事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(5) 令和2年度富山市まちなか診療所事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(6) 令和2年度富山市介護保険事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(7) 令和2年度富山市国民健康保険事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

- (8) 令和2年度富山市企業団地造成事業特別会計予算
 - ア 歳入歳出予算
 - イ 地方債

- (9) 令和2年度富山市白樺ハイツ事業特別会計予算
 - ア 歳入歳出予算

- (10) 令和2年度富山市牛岳温泉健康センター事業特別会計予算
 - ア 歳入歳出予算

- (11) 令和2年度富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計予算
 - ア 歳入歳出予算
 - イ 地方債

- (12) 令和2年度富山市競輪事業特別会計予算
 - ア 歳入歳出予算

- (13) 令和2年度富山市農業集落排水事業特別会計予算
 - ア 歳入歳出予算
 - イ 地方債

- (14) 令和2年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計予算
 - ア 歳入歳出予算

- (15) 令和2年度富山市軌道整備事業特別会計予算
 - ア 歳入歳出予算

- (16) 令和2年度富山市賃貸住宅・店舗事業特別会計予算
 - ア 歳入歳出予算

3 企業会計

- (1) 令和2年度富山市水道事業会計予算
 - ア 収益的収入及び支出
 - イ 資本的収入及び支出
 - ウ 企業債

- (2) 令和2年度富山市工業用水道事業会計予算
 - ア 収益的収入及び支出
 - イ 資本的収入及び支出

(3) 令和2年度富山市公共下水道事業会計予算

- ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出
ウ 継続費 エ 企業債

(4) 令和2年度富山市病院事業会計予算

- ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出
ウ 企業債

B 条例案件（28件）

1 富山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償について、支給の根拠の適正化を図るもの。

(2) 次の非常勤特別職について、報酬及び費用弁償の額を規定する。

区 分	報酬の額	費用弁償の額
スポーツ推進委員	年額 18,600円	市長が任命権者と協議して定める額
国民生活基礎調査員及び 社会保障・人口問題基本 調査委員	国が定める単価に基づき任命権者が定める額	
保育所の嘱託医及び嘱託 歯科医	年額 一の保育所につき次に掲げる額の合計額 (1) 43,000円 (2) 209円に任命権者が定める乳幼児の数を乗じて得た額 (3) 職務（定期の健康診断その他任命権者が定める職務を除く。）を行うため出勤したとき。 1日につき10,000円	
学校医（学校保健安全法 （昭和33年法律第56号）第32条第1項の規定に基づき置かれる医師	年額 一の学校につき次に掲げる額の合計額 (1) 110,000円 (2) 209円に任命権者が定め	

を含む。)及び学校歯科医	<p>る児童生徒等の数を乗じて得た額</p> <p>(3) 職務(定期の健康診断その他任命権者が定める職務を除く。)を行うため出勤したとき。</p> <p>1日につき26,400円を超えない範囲内で任命権者が定める額</p>
学校薬剤師	<p>年額 一の学校につき次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 109,900円</p> <p>(2) 職務(任命権者が定める職務を除く。)を行うため出勤したとき。1日につき17,600円</p>
産業医	日額 26,400円

(3) その他規定の整備

(4) 施行期日 令和2年4月1日

2 富山市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

議会からの求めに応じて出頭した参考人等に対し支給する実費弁償の額を改正するもの。

(2) 日当のほか、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料についても支給を可能とする。

(3) 施行期日 令和2年4月1日

3 富山市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

会計年度任用職員制度の導入に伴い、規定の整備を行うもの。

(2) 給料を支給される非常勤の職員に係る補償基礎額については、常勤の職員の公務災害補償に係る平均給与額の例によることとする。

(3) その他規定の整備

(4) 関係法令

法律 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）

(5) 施行期日 令和2年4月1日

4 富山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

医師又は歯科医師が医療業務や救急診療等業務に従事した際の特殊勤務手当について、規定の整備を行うもの。

(2) 医師又は歯科医師が医療業務に従事した際の特殊勤務手当に、次の区分を追加

主幹 月額65,000円

(3) 医師又は歯科医師で管理職手当の支給を受ける者が正規の勤務時間外に救急診療等業務に従事した際に特殊勤務手当の支給を可能とする。

ア イ以外の救急診療等業務 1時間1,500円

イ 緊急かつ高度な救急救命の処置（医師に限る。）

1時間5,000円

(4) その他規定の整備

(5) 施行期日 令和2年4月1日

5 富山市特別職の指定等に関する条例及び富山市特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

政策監の給料月額及び退職手当の支給割合を引き上げるもの。

(2) 富山市特別職の指定等に関する条例の一部改正

給料月額

「720,000円以内」 → 「749,000円以内」

(3) 富山市特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正
支給割合

「100分の18」 → 「100分の20」

(4) 施行期日 令和2年4月1日

6 富山市公民館条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

富山市立八尾公民館の移転に伴い、改正するもの。

(2) 富山市立八尾公民館の位置の改正

「八尾町福島80番地」 → 「八尾町東町2108番地10」

(3) 施行期日 令和2年4月1日

7 富山市食品衛生条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

食品衛生法の一部改正に伴い、公衆衛生上講ずべき措置の基準について厚生労働省令で定められることとなったことから、改正を行うもの。

(2) 公衆衛生上講ずべき措置の基準及び食品衛生責任者の設置等に関する規定の削除

(3) その他規定の整備

(4) 関係法令

ア 法律 食品衛生法（昭和22年法律第233号）

イ 政令 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）

ウ 省令 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）

(5) 施行期日 令和2年6月1日

8 富山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

適正な浄化槽の管理を促進するため、改正を行うもの。

(2) 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に浄化槽の保守点検の業務に関する研修をその登録の有効期間ごとに1回以上受けさせなければならないこととする。

(3) 浄化槽保守点検業者の登録の有効期間を「3年」から「5年」に延長する。

(4) 関係法令

法律 浄化槽法（昭和58年法律第43号）

(5) 施行期日 令和2年4月1日

9 富山市興行場法施行条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

健康増進法の一部改正に伴い、喫煙所の設置については同法に基づく基準によることとなることから、改正を行うもの。

(2) 興行場の構造設備に係る公衆衛生上必要な基準のうち、喫煙所の設置に関する規定を削除

(3) 施行期日 令和2年4月1日

10 富山市動物愛護管理員条例制定の件

(1) 趣旨

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正により、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、条例で動物愛護管理員等の職名を有する職員を置くこととされたことに伴い、制定するもの。

(2) 本市に「動物愛護管理員」を置く旨を規定

(3) 施行期日 令和2年6月1日

11 富山市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

(1) 趣旨

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律による社会福祉法の一部改正により、社会福祉住居施設の設備及び運営について条例で定めることとされたことに伴い制定するもの。

(2) 設備及び運営の基準については、厚生労働省令で定める基準と同様とする。

(3) 関係法令

ア 法律 社会福祉法（昭和26年法律第45号）

イ 省令 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号）

(4) 施行期日 令和2年4月1日

12 富山市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

重度心身障害者に対する医療費助成の拡充を行うもの。

(2) 精神障害者保健福祉手帳1級の所持者を医療費助成の対象に加える。

(3) 施行期日 令和2年10月1日

13 富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料の見直しを行うもの。

(2) 国民健康保険料の見直し

ア 賦課限度額

(ア) 基礎賦課額に係る賦課限度額を「61万円」から「63万円」に引き上げる。

(イ) 介護納付金賦課額に係る賦課限度額を「16万円」から「17万円」に引き上げる。

イ 軽減判定所得

(ア) 5割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の算定において被保険者数に乗すべき金額を「28万円」から「28万5千円」に引き上げる。

(イ) 2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の算定において被保険者数に乗すべき金額を「51万円」から「52万円」に引き上げる。

(3) 施行期日 令和2年4月1日

14 富山市保育所条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

富山市立西田地方保育所及び富山市立豊田保育所の民営化に伴い、改正を行うもの。

(2) 富山市立西田地方保育所及び富山市立豊田保育所を削除

(3) 施行期日 令和2年4月1日

15 富山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、改正を行うもの。

(2) 幼保連携型認定こども園に配置すべき職員の員数に算入することができる副園長又は教頭の資格要件に係る特例の期限を5年間延長し、令和7年3月31日までとする。

(3) 関係法令

府省令 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）

(4) 施行期日 令和2年4月1日

16 富山市まちなか総合ケアセンター条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

産後ケア応援室について、利用時間の区分及び当該区分に係る使用料を新たに設けるもの。

(2) 新たに設ける利用時間の区分及び使用料

利用時間	使用料
9時30分から15時30分まで	5,100円(市内に住所を有する者は、3,100円)

(3) 施行期日 令和2年4月1日

17 富山市印鑑条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

印鑑登録証明書自動交付機の廃止等に伴い、改正を行うもの。

(2) 印鑑登録証明書自動交付機の廃止に伴う関係規定の削除

(3) 印鑑登録証明書に性別を記載しないこととする。

(4) 印鑑登録の欠格事由から成年被後見人を削除

(5) 施行期日 令和2年10月1日。ただし、(4)は公布の日

18 富山市附属機関設置条例及び富山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

病院事業管理者の附属機関として富山市民病院医療事故調査委員会及び富山まちなか病院医療事故調査委員会を設置し、これらの委員会の委員に係る報酬の額を定めるもの。

(2) 富山市附属機関設置条例の一部改正

ア 富山市民病院医療事故調査委員会及び富山まちなか病院医療事故調査委員会の設置

イ 所掌事務、定数及び委員の任期

名称	所掌事務	委員の定数	委員の任期
富山市民病院医療事故調査委員会	市民病院において発生した医療事故に関する事項について調査審議する事務	医療事故ごとに10人以内	委嘱の日から当該医療事故の調査審議が終了した日まで
富山まちなか病院医療事故調査委員会	まちなか病院において発生した医療事故に関する事項について調査審議する事務	医療事故ごとに10人以内	委嘱の日から当該医療事故の調査審議が終了した日まで

(3) 富山市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

(2) の委員会の委員に係る報酬の額を定めるもの。

委員長 日額19,000円

委員 日額17,000円

(4) 施行期日 令和2年4月1日

19 富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

大腸CT検査料を追加するもの及び地方自治法の一部改正に伴い改正するもの。

(2) 大腸CT検査料の追加

1回 21,980円(税抜)

(3) 引用条文の改正

(4) 関係法令

法律 地方自治法(昭和22年法律第67号)

(5) 施行期日 令和2年4月1日

20 富山市自転車競走実施条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

富山市営富山競輪を富山競輪場以外の競輪場で開催することができるよう改正するとともに、競輪の実施に関する事務を他の地方公共団体に委託することができるよう改正するもの。

(2) 富山市営富山競輪について、富山競輪場以外の競輪場において開催することを可能とする旨の規定を追加

(3) 競輪の実施に関する事務について、他の地方公共団体に委託することを可能とする旨の規定を追加

(4) (2) に伴う規定の整備

(5) 施行期日 令和2年4月1日

21 富山で働き・学ぶ生き方応援奨学基金条例制定の件

(1) 趣旨

本市の富山で働き・学ぶ生き方応援奨学資金に充てるため、基金を設けるもの。

(2) 基金の名称

富山で働き・学ぶ生き方応援奨学基金

(3) 施行期日 令和2年4月1日

22 富山市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

卸売市場法の一部改正に伴い、改正するもの。

(2) 卸売業者に対する許可等に関する規定の追加

(3) 卸売業者に係る次の制限を廃止する。

ア 委託品の自己買受の禁止

イ 仲卸業者からの買戻しの禁止

(4) その他規定の整備

(5) 関係法令

ア 法律 卸売市場法（昭和46年法律第35号）

イ 省令 卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）

(6) 施行期日 令和2年6月21日

23 富山市漁港管理条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

漁港施設の占用許可の最長期間を見直すもの。

(2) 漁港施設の占用許可の最長期間

「1月（工作物の設置を目的とする占用にあっては3年）」

↓

「10年」

(3) 施行期日 公布の日

24 富山市林道条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

大山小原線の全区間について、大沢野町長水須線の区間と重複することとなったため、大山小原線を廃止するもの。

(2) 大山小原線の削除

(3) 施行期日 令和2年4月1日

25 富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部改正に伴い、改正するもの。

(2) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定に関する事務に係る手数料の改正

モデル住宅を用いた評価方法により外皮性能及び一次エネルギー消費量を算出する場合における手数料の額

↓

仕様基準を用いた評価方法による手数料の額と同額

(3) 建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する事務に係る手数料の改正

複数の建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けている場合等における当該計画の申請建築物以外の建築物に関して建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける際の手数料の額

↓

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定手数料において技術的審査適合証がある場合の手数料の額と同額

(4) 関係法令

ア 法律 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）

イ 省令 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）

(5) 施行期日 令和2年4月1日

26 富山市市街化調整区域における開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

公園等の設置を義務付ける開発区域の面積の最低限度に関する制限を緩和するもの。

(2) 題名の改正

「富山市市街化調整区域における開発行為等の許可の基準に関する条例」

↓

「富山市開発行為等の許可の基準に関する条例」

(3) 公園等の設置を義務付ける開発区域の面積の最低限度に関する制限の緩和

「0.3ヘクタール以上」 → 「1ヘクタール以上」

(4) 関係法令

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）

イ 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）

(5) 施行期日 令和2年4月1日

27 富山市まちなか賑わい広場等条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

周辺広場との一体的な利用促進を図るため、総曲輪西広場の使用料を改定するもの。

(2) 総曲輪西広場の使用料の改定

ア 行為使用の場合の使用料を現行の1/2とする。

<改正後>

種別	使用時間区分による金額（円）				超過料金1時間につき（円）
	10時～14時	14時～18時	18時～22時	10時～22時	
平日	660	830	830	1,650	250
日曜日、 土曜日及び休日	1,100	1,380	1,380	2,750	420

イ 専用使用の場合の使用料を無料とする。ただし、専用使用の承認を受けてアの行為をする者があるときは、アの料金に当該行為をする者の数を乗じて得た額の使用料を徴収する。

ウ 附属設備（ステージ）の使用料を徴収することとし、額については規則で定めることとする。

(3) 施行期日 令和2年4月1日

28 富山市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

地方自治法の一部改正に伴い、改正するもの。

(2) 引用条文の改正

(3) 関係法令

法律 地方自治法（昭和22年法律第67号）

(4) 施行期日 令和2年4月1日

C その他の議決案件（5件）

1 富山地区広域圏事務組合理約の変更に関する件

2 財産の無償譲渡の件

(1) 西田地方保育所を社会福祉法人富山国際学園福祉会へ譲渡するもの。

(2) 豊田保育所を社会福祉法人相幸福祉会へ譲渡するもの。

(3) 高木地区公民館の土地及び建物を高木自治会へ譲渡するもの。

3 市道路線の認定及び廃止の件

<その他>

D 追加提出（7件）

1 契約案件（1件）

(1) 包括外部監査契約締結の件

2 人事案件（6件）

(1) 富山市副市長の選任に関し同意を求める件

(2) 富山市教育委員会の教育長の任命に関し同意を求める件

(3) 富山市教育委員会の委員の任命に関し同意を求める件

(4) 富山市公平委員会の委員の選任に関し同意を求める件

(5) 富山市固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求める件

(6) 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求める件

令和2年度 富山市予算案 会計別構成

(単位：千円、%)

区 分 会 計 名	令和2年度		令和元年度		対前年度比較		
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A/B	
一般会計	165,568,489	48.4	164,238,750	47.9	1,329,739	100.8	
特別会計	1 公債管理特別会計	24,040,161	7.0	27,727,384	8.1	▲ 3,687,223	86.7
	2 駐車場事業特別会計	360,914	0.1	378,597	0.1	▲ 17,683	95.3
	3 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	81,610	0.0	72,125	0.0	9,485	113.2
	4 後期高齢者医療事業特別会計	10,924,570	3.2	10,540,820	3.1	383,750	103.6
	5 まちなか診療所事業特別会計	142,094	0.0	125,993	0.0	16,101	112.8
	6 介護保険事業特別会計	43,913,244	12.9	42,491,557	12.4	1,421,687	103.3
	7 国民健康保険事業特別会計	33,602,331	9.8	35,368,236	10.3	▲ 1,765,905	95.0
	8 企業団地造成事業特別会計	1,221,869	0.4	483,988	0.2	737,881	252.5
	9 白樺ハイツ事業特別会計	33,473	0.0	33,283	0.0	190	100.6
	10 牛岳温泉健康センター事業特別会計	46,164	0.0	43,351	0.0	2,813	106.5
	11 牛岳温泉スキー場事業特別会計	156,525	0.1	160,240	0.1	▲ 3,715	97.7
	12 競輪事業特別会計	13,332,243	3.9	11,734,869	3.4	1,597,374	113.6
	13 農業集落排水事業特別会計	1,476,539	0.4	1,469,680	0.4	6,859	100.5
	14 公設地方卸売市場事業特別会計	363,124	0.1	293,157	0.1	69,967	123.9
	15 軌道整備事業特別会計	27,698	0.0	21,029	0.0	6,669	131.7
	16 賃貸住宅・店舗事業特別会計	160,632	0.1	145,378	0.0	15,254	110.5
特別会計 小計	129,883,191	38.0	131,089,687	38.2	▲ 1,206,496	99.1	
企業会計	17 水道事業会計	10,065,634	2.9	9,827,341	2.9	238,293	102.4
	18 工業用水道事業会計	432,143	0.1	391,813	0.1	40,330	110.3
	19 公共下水道事業会計	21,382,753	6.3	22,039,259	6.4	▲ 656,506	97.0
	20 病院事業会計	14,821,908	4.3	15,211,683	4.5	▲ 389,775	97.4
企業会計 小計	46,702,438	13.6	47,470,096	13.9	▲ 767,658	98.4	
合 計	342,154,118	100.0	342,798,533	100.0	▲ 644,415	99.8	

令和2年度 一般会計予算案 歳入 款別構成

(歳入)

(単位：千円、%)

区 分 款	令和2年度		令和元年度		対前年度比較	
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A/B
1 市税	74,178,974	44.8	74,010,595	45.1	168,379	100.2
2 地方譲与税	1,445,000	0.9	1,387,900	0.8	57,100	104.1
3 利子割交付金	62,000	0.0	107,000	0.1	▲ 45,000	57.9
4 配当割交付金	343,000	0.2	435,000	0.3	▲ 92,000	78.9
5 株式等譲渡所得割交付金	224,000	0.1	361,000	0.2	▲ 137,000	62.0
6 法人事業税交付金	803,000	0.5		0.0	803,000	皆増
7 地方消費税交付金	9,615,000	5.8	8,464,000	5.2	1,151,000	113.6
8 ゴルフ場利用税交付金	67,000	0.0	71,000	0.0	▲ 4,000	94.4
9 自動車税環境性能割交付金	129,000	0.1	64,000	0.0	65,000	201.6
10 地方特例交付金	370,000	0.2	370,000	0.2	0	100.0
11 地方交付税	16,500,000	10.0	16,400,000	10.0	100,000	100.6
12 交通安全対策特別交付金	70,000	0.1	80,000	0.1	▲ 10,000	87.5
13 分担金及び負担金	115,893	0.1	79,586	0.1	36,307	145.6
14 使用料及び手数料	2,797,298	1.7	3,352,834	2.0	▲ 555,536	83.4
15 国庫支出金	23,182,239	14.0	21,399,558	13.0	1,782,681	108.3
16 県支出金	12,358,929	7.5	11,921,189	7.3	437,740	103.7
17 財産収入	356,877	0.2	500,984	0.3	▲ 144,107	71.2
18 寄附金	61,300	0.0	60,000	0.0	1,300	102.2
19 繰入金	1,560,441	0.9	3,896,906	2.4	▲ 2,336,465	40.0
20 諸収入	2,995,638	1.8	4,135,298	2.5	▲ 1,139,660	72.4
21 市債	18,332,900	11.1	16,961,900	10.3	1,371,000	108.1
自動車取得税交付金		0.0	180,000	0.1	▲ 180,000	皆減
合 計	165,568,489	100.0	164,238,750	100.0	1,329,739	100.8

令和２年度 市税等の一般財源案

(単位：千円、%)

款 項	区 分	令和２年度	令和元年度	対前年度比較	
		予算案 A	予算額 B	A－B	A/B
1	市税	74,178,974	74,010,595	168,379	100.2
	(1) 市民税	31,507,974	32,237,595	▲ 729,621	97.7
	ア 個人	25,177,974	24,437,595	740,379	103.0
	イ 法人	6,330,000	7,800,000	▲ 1,470,000	81.2
	(2) 固定資産税	31,400,000	30,699,000	701,000	102.3
	(3) 軽自動車税	1,180,000	1,100,000	80,000	107.3
	(4) 市たばこ税	2,320,000	2,327,000	▲ 7,000	99.7
	(5) 入湯税	94,000	96,000	▲ 2,000	97.9
	(6) 事業所税	3,610,000	3,556,000	54,000	101.5
	(7) 都市計画税	4,067,000	3,995,000	72,000	101.8
2	地方譲与税	1,445,000	1,387,900	57,100	104.1
	(1) 地方揮発油譲与税	338,000	371,000	▲ 33,000	91.1
	(2) 自動車重量譲与税	1,015,000	960,000	55,000	105.7
	(3) 森林環境譲与税	67,500	31,900	35,600	211.6
	(4) 特別とん譲与税	2,500	2,000	500	125.0
	(5) 航空機燃料譲与税	22,000	23,000	▲ 1,000	95.7
3	利子割交付金	62,000	107,000	▲ 45,000	57.9
4	配当割交付金	343,000	435,000	▲ 92,000	78.9
5	株式等譲渡所得割交付金	224,000	361,000	▲ 137,000	62.0
6	法人事業税交付金	803,000		803,000	皆増
7	地方消費税交付金	9,615,000	8,464,000	1,151,000	113.6
8	ゴルフ場利用税交付金	67,000	71,000	▲ 4,000	94.4
9	自動車取得税交付金		180,000	▲ 180,000	皆減
10	自動車税環境性能割交付金	129,000	64,000	65,000	201.6
11	地方特例交付金	370,000	370,000	0	100.0
12	地方交付税	16,500,000	16,400,000	100,000	100.6
	(1) 普通交付税	14,700,000	14,600,000	100,000	100.7
	(2) 特別交付税	1,800,000	1,800,000	0	100.0
13	臨時財政対策債	5,800,000	5,900,000	▲ 100,000	98.3
14	競輪事業収入	80,000	70,000	10,000	114.3
15	財政調整基金繰入金		1,400,000	▲ 1,400,000	皆減
16	その他	743,200	935,116	▲ 191,916	79.5
	合 計	110,360,174	110,155,611	204,563	100.2

令和2年度 一般会計予算案 歳出 目的（款）別構成

（歳出）

（単位：千円、％）

区 分 款	令和2年度		令和元年度		対前年度比較	
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A / B
1 議会費	764,969	0.5	795,051	0.5	▲30,082	96.2
2 総務費	16,822,901	10.2	16,977,177	10.3	▲154,276	99.1
3 民生費	63,465,067	38.3	60,220,372	36.7	3,244,695	105.4
4 衛生費	8,701,455	5.3	9,458,210	5.8	▲756,755	92.0
5 労働費	618,499	0.4	595,504	0.4	22,995	103.9
6 農林水産業費	4,645,873	2.8	4,616,214	2.8	29,659	100.6
7 商工費	3,586,860	2.2	5,660,970	3.4	▲2,074,110	63.4
8 土木費	23,859,883	14.4	24,276,712	14.8	▲416,829	98.3
9 消防費	5,207,994	3.1	5,694,308	3.5	▲486,314	91.5
10 教育費	16,125,307	9.7	13,718,688	8.3	2,406,619	117.5
11 災害復旧費	72,000	0.0	23,500	0.0	48,500	306.4
12 公債費	21,597,681	13.0	22,102,044	13.4	▲504,363	97.7
13 予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	100.0
合 計	165,568,489	100.0	164,238,750	100.0	1,329,739	100.8

令和2年度 一般会計予算案 性質別構成

(単位：千円、%)

区 分 性 質	令和2年度		令和元年度		対前年度比較	
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A / B
1 人件費	27,552,199	16.6	28,011,678	17.0	▲459,479	98.4
2 扶助費	35,385,233	21.4	32,317,358	19.7	3,067,875	109.5
3 公債費	21,597,681	13.0	22,102,044	13.5	▲504,363	97.7
義務的経費 小計	84,535,113	51.0	82,431,080	50.2	2,104,033	102.6
4 普通建設事業費	20,896,008	12.6	20,015,448	12.2	880,560	104.4
(1) 補助事業費	8,792,477	5.3	8,558,452	5.2	234,025	102.7
(2) 単独事業費	10,942,790	6.6	10,481,781	6.4	461,009	104.4
(3) 県営事業負担金	1,160,741	0.7	975,215	0.6	185,526	119.0
5 災害復旧事業費	72,000	0.0	23,500	0.0	48,500	306.4
投資的経費 小計	20,968,008	12.6	20,038,948	12.2	929,060	104.6
6 物件費	21,034,852	12.7	21,145,395	12.8	▲110,543	99.5
7 維持補修費	1,794,205	1.1	1,753,499	1.1	40,706	102.3
8 補助費等	17,108,934	10.3	19,347,760	11.8	▲2,238,826	88.4
(1) 負担金寄附金	7,430,715	4.5	7,764,346	4.7	▲333,631	95.7
(2) 補助交付金	8,790,592	5.3	10,656,248	6.5	▲1,865,656	82.5
(3) その他	887,627	0.5	927,166	0.6	▲39,539	95.7
9 積立金	78,389	0.1	150,714	0.1	▲72,325	52.0
10 投資及び出資金	1,925,969	1.2	2,015,241	1.2	▲89,272	95.6
11 貸付金	1,098,705	0.7	986,513	0.6	112,192	111.4
12 繰出金	16,924,314	10.2	16,269,600	9.9	654,714	104.0
13 予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	100.0
合 計	165,568,489	100.0	164,238,750	100.0	1,329,739	100.8

※会計年度任用職員制度導入の影響をわかりやすくするため、令和元年度予算の内訳を調整しています。